

農地の集積・集約化を支援する 「機構集積協力金」のお知らせ ＜令和7年度版＞

担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む「地域」を補助金により支援します。

「機構集積協力金」の詳細は、国の「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」において規定されておりますので、申請にあたっては、お近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせいただき、実施要綱に基づいて申請ください。

【 目 次 】

1. 地域集積協力金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2
2. 集約化奨励金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
3. 配分基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.8
4. 用語説明	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.9

1 地域集積協力金

担い手への農地集積に取り組む地域を支援します。

対象地域

機構にまとまった
農地を貸し付ける
地域



(1) 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- ア 同一市町内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。
- イ 構成戸数が複数戸であること。
- ウ 農地面積が農地台帳により明確であること。

(注) 2回目以降の交付申請を予定している地域は、初めて交付を受けた際の「地域」と原則同一であること。

(2) 交付要件

以下のいずれか一方を満たすことが必要です。

- ア 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。
- イ 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域および樹園地については0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が、令和7年2月末から令和8年2月末までに10ポイント以上増加すること。

(3) 交付単価、交付対象面積

以下のア「機構の活用率」に応じて定められるイ「交付単価」に、ウ「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

$$\text{ア 機構の活用率} = \frac{\text{令和8年2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

イ 交付単価

一般地域		中山間地域		交付単価 (10a当たり)
区分	機構の活用率(累積)	区分	機構の活用率(累積)	
1	80%超	1	60%超80%以下	2.8万円
		2	80%超	3.4万円

(注) 機構への貸付総面積に占める1ha以上（中山間地域0.5ha以上）の団地面積が10%以上であることが必要。

(注) 過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の区分より高い区分で取り組む場合に交付。

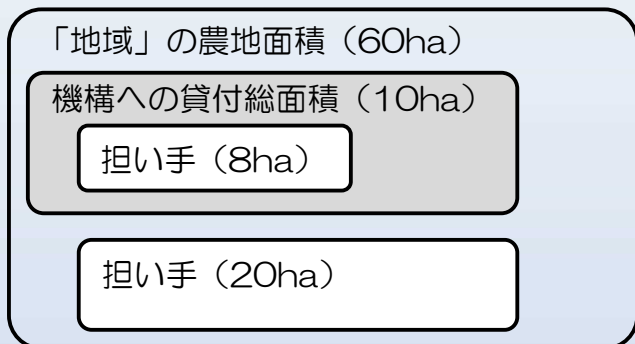
$$\begin{aligned} \text{ウ 交付対象面積} = & \left[\begin{array}{l} \text{令和7年3月から令和8年2月末までに} \\ \text{機構に貸し付けられた農地面積} \end{array} \right] - (\text{再貸付面積}) \\ & - (\text{貸付期間6年未満の農地面積}) - (\text{遊休農地面積}) \quad \text{原則} \end{aligned}$$

「地域集積協力金」の交付イメージ（新規集積1割要件）

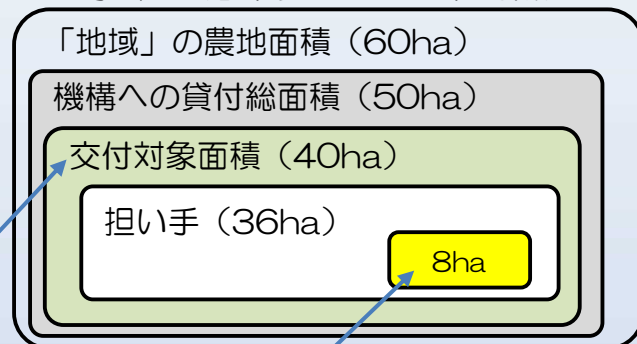
交付要件の

「交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積される」とは？

現状＜R7.2末時点＞



事業実施年度＜R8.2末時点＞



R7.3からR8.2末までに機構に貸し付けられた農地面積（貸付期間6年未満の農地面積等を除く）

【新たに担い手に集積】
機構に貸し付けされた日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付けされること。

$$\frac{\text{新たに担い手に集積される農地面積 (8ha)}}{\text{交付対象面積 (40ha)}} \times 100 = \underline{20\%}$$

交付要件
達成！

「交付額」の計算

■交付単価の計算方法

$$\text{【機構の活用率】} = \frac{\text{機構への貸付総面積 (50ha)}}{\text{「地域」の農地面積 (60ha)}} \times 100 = 83\%$$

一般地域		中山間地域		交付単価 (10a当たり)
区分	機構の活用率(累積)	区分	機構の活用率(累積)	
1	80%超	1	60%超80%以下	2.8万円
		2	80%超	3.4万円

■交付額の計算方法

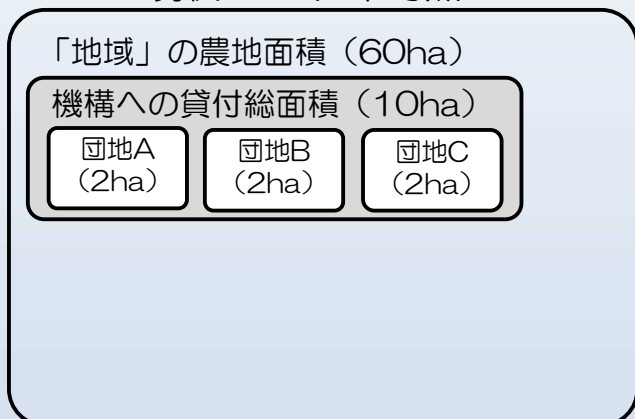
$$\begin{aligned} \text{【交付額】} &= \text{交付対象面積} \times \text{交付単価} \\ &= 40\text{ha} \times 2.8\text{万円}/10\text{a (一般地域の場合)} \\ &= \underline{1,120\text{万円}} \end{aligned}$$

上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。
申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

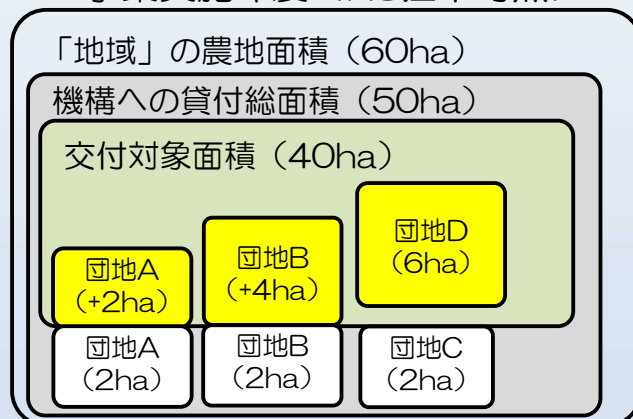
「地域集積協力金」の交付イメージ（団地化1割要件）

交付要件の「地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加する」とは？

現状＜R7.2末時点＞



事業実施年度＜R8.2末時点＞



【交付対象面積】の考え方は前頁の「新規集積1割要件」に同じです。

$$\left[\frac{4ha + 6ha + 2ha + 6ha}{60ha} \times 100 \right] - \left[\frac{2ha + 2ha + 2ha}{60ha} \times 100 \right] = 30\% - 10\% = 20\%$$

R8.2末時点の団地面積割合

R7.2末時点の団地面積割合

交付要件達成！

「交付額」の計算

■交付単価の計算方法

【機構の活用率】 = $\frac{\text{機構への貸付総面積（50ha）}}{\text{「地域」の農地面積（60ha）}} \times 100 = 83\%$

一般地域		中山間地域		交付単価 (10a当たり)
区分	機構の活用率(累積)	区分	機構の活用率(累積)	
1	80%超	1	60%超80%以下	2.8万円
		2	80%超	3.4万円

■交付額の計算方法

【交付額】 = 交付対象面積 × 交付単価
 = 40ha × 2.8万円/10a（一般地域の場合）
 = 1,120万円

上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。
 申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

2 集約化奨励金

担い手の農地の集約化に取り組む地域を支援します。

対象地域

機構を活用して農地の集約化に取り組む地域



(1) 交付対象地域

地域集積協力金の交付対象地域に準じます。

地域集積協力金と集約化奨励金は同一年度内に取り組むことが可能

(2) 交付要件

次の a b に掲げる団地面積の割合が、目標年度（a は令和 9 年度、b は令和 10 年度）の 2 月末までに、以下ア～ウのいずれかの要件を満たすことが必要です。

【団地面積の種類】

- a 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上（中山間地および樹園地は 0.5 ha 以上、以下同じ）の団地面積
- b 目標地図に農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積

(注) b の団地化に取り組む場合には、a の団地化と一体的に取り組むとともに、目標地図との整合を図りつつ、目標年度までに当該団地を同一または隣接の耕作者に転貸することが必要。

【団地面積の割合の要件】

- ア 「地域」の農地面積に占める団地面積の割合が 10 ポイント以上増加すること
- イ 「地域」の農地面積に占める団地面積の割合が 20 ポイント以上増加すること
- ウ 既に団地面積の割合が 30% 以上の地域においては、a b の団地または独立する 1 筆のほ場の一か所当たりの平均農地面積が 1.5 倍以上となること

(注) 目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は集約化奨励金の返還が必要。

また、農地集約化の効果にかかる次のいずれかの成果目標を設定することが必要です。

- ・販売額または所得額の 10% 以上の増加
- ・生産コストの 10% 以上の削減
- ・ほ場作業時間の 10% 以上の削減

(3) 交付単価、交付対象面積

以下の「交付単価」に、「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

○交付単価

	地域の団地面積の割合		交付単価
区分1	(2)のア	10ポイント以上増加	1.0万円／10a
区分2	(2)のイ	20ポイント以上増加	3.0万円／10a
	(2)のウ	平均面積1.5倍以上	

(注) 目標地図に農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、上記の交付単価に 0.5 を乗じた交付単価とする。

○交付対象面積

機構への貸付期間が 6 年以上の農地で、令和 7 年 3 月から目標年度の 2 月末までに機構から転貸された農地面積のうち、新たに団地化した面積。

- (注) 「新たに団地化した面積」とは、令和 7 年 3 月から目標年度までに増加した団地面積とする。
- (注) (2) の b の団地面積のうち交付対象面積の上限は 4.0 ha（中山間地域 2.0 ha）とする。
- (注) 過去に「集約化奨励金」「地域集積協力金の集約化タイプ」の交付を受けた農地は対象外。
- (注) 目標年度の 2 月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、差額の返還が必要。

「集約化奨励金」の交付イメージ

交付要件の「地域の農地面積に占める団地面積の割合が20ポイント以上増加する」とは？

取組前＜R7.2末時点＞

地域の農地面積:9.9ha（1区画0.3ha）

A～D
耕作者

団地の定義
はp.9参照

今後検討=
目標地図に
農業を担う
者が位置付
けられてい
ない農地

A	A	A
B	A	B
B	C	C
A	A	C
A	B	A
B	B	A
A	A	C
C	B	B
今後検討	B	今後検討
今後検討	A	C
D	D	今後検討

①同一の耕作者の1ha以上の団地面積：3.3ha
(Aの11区画)

②農業を担う者が位置付けられていない
農地による1ha以上の団地面積：0ha

「地域」の農地面積に占める割合は

①3.3ha÷9.9ha=33.3% ②0ha÷9.9ha=0%
⇒ 計①+②=33.3%

取組後＜R8.2末時点＞

地域の農地面積:9.9ha（1区画0.3ha）

A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	B
A	B	B
B	B	B
B	B	B
今後検討	C	C
今後検討	C	C
今後検討	今後検討	C
D	D	C

①同一の耕作者の1ha以上の団地面積：8.1ha
(A+B+Cの27区画)

②農業を担う者が位置付けられていない
農地による団地面積：1.2ha（今後検討の4区画）

「地域」の農地面積に占める割合

①8.1ha÷9.9ha=81.8% ②1.2ha÷9.9ha=12.1%
⇒ 計①+②=93.9%

93.9% - 33.3% = 60.6ポイント

交付要件
達成！

「交付額」の計算

【交付対象面積】機構への貸付期間が6年以上の農地で、R7.3から目標年度の2末までに機構から転貸された農地面積のうち、新たに団地化した農地面積

【新たに団地化した農地面積】1ha以上の団地面積について、R7.3から目標年度の2末までに増加した農地面積

■交付対象面積の計算方法（耕作者ごとに計算）

- ① A (3.6-3.3) ha + B (2.7-0) ha + C (1.8-0) ha + D (0-0) ha = 4.8ha
② 今後検討 (1.2-0) ha = 1.2ha

■交付額の計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{【交付額】} &= (\text{①の交付対象面積} \times \text{交付単価}) + (\text{②の交付対象面積} \times \text{交付単価}) \\
 &= (\text{①}4.8\text{ha} \times \text{3万円/10a}) + (\text{②}1.2\text{ha} \times \text{1.5万円/10a}) \\
 &\quad \text{20ポイント以上増加の単価} \quad \text{20ポイント以上増加の単価} \times 0.5 \\
 &= \text{①}144\text{万円} + \text{②}18\text{万円} = \text{162万円}
 \end{aligned}$$

上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。
申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

「集約化奨励金」の交付イメージ

交付要件の「既に団地面積の割合が30%以上の地域において、団地または独立する1筆のほ場の一か所当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること」とは？

取組前＜R7.2末時点＞

地域の農地面積:9.9ha（1区画0.3ha）

A～F
耕作者

団地の定義
はp.9参照

A1	A1	A1
B1	A1	A1
B1	B1	B1
A2	A2	A2
A2	A2	A2
C1	C1	A2
C1	C1	B3
B2	E	D
B2	C2	D
B2	C2	D
B2	F	D

同一の耕作者の1ha以上の団地面積：8.4ha
(A～D (C2除く) の28区画)

① 団地面積の割合は $8.4 \div 9.9 = 84.8\%$

地域の団地数(独立した1筆含む)：10団地

② 1 団地当たりの平均農地面積は

$9.9 \div 10 = 0.99\text{ha/団地}$

取組後＜R8.2末時点＞

地域の農地面積:9.9ha（1区画0.3ha）

A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	B
A	B	B
B	B	B
B	B	B
C	E	D
C	C	D
C	C	D
C	C	D
C	F	D

同一の耕作者の1ha以上の団地面積：9.3ha
(A～Dの31区画)

① 団地面積の割合は $9.3 \div 9.9 = 93.9\%$

地域の団地数(独立した1筆含む)：6団地

② 1 団地当たりの平均農地面積は

$9.9 \div 6 = 1.65\text{ha/団地}$

$1.65\text{ha/団地} \div 0.99\text{ha/団地} = 1.6\text{倍}$

交付要件
達成！

「交付額」の計算

【交付対象面積】 機構への貸付期間が6年以上の農地で、R7.3から目標年度の2末までに機構から転貸された農地面積のうち、新たに団地化した農地面積

【新たに団地化した農地面積】 1ha以上の団地面積について、R7.3から目標年度の2末までに増加した農地面積

■ 交付対象面積の計算方法（耕作者ごとに計算）

$$A (3.6-3.6) \text{ ha} + B (2.7-2.4) \text{ ha} + C (1.8-1.2) \text{ ha} + D (1.2-1.2) \text{ ha} + E (0-0) \text{ ha} + F (0-0) \text{ ha} = 0.9\text{ha}$$

■ 交付額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{【交付額】} &= \text{交付対象面積} \times \text{交付単価} \\ &= 0.9\text{ha} \times 3\text{万円}/10\text{a} \text{ (団地等1か所当たりの平均面積が1.5倍以上の場合の単価)} \\ &= 27\text{万円} \end{aligned}$$

上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。
申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

3 令和7年度の配分基準

(1) 配分基準策定の考え方

機構集積協力金交付事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえつつ、機構を活用した担い手への農地集積・集約化の加速化に資する観点から定めています。

(2) 機構集積協力金の交付を優先する地域および農地所有者

以下の表に基づき、交付要件を満たす地域および農地所有者ごとに配分順位を定め、国から配分された予算の範囲内で配分順位の高い地域から優先して機構集積協力金を交付します。

そのため、令和7年度の機構集積協力金の交付要件を満たした地域であっても、配分基準に基づく配分順位が低い地域の場合は、交付金の交付を受けることができない場合があります。

表 交付を優先する協力金、地域または農地所有者の区分

優先順位	協力金の種類	地域または農地所有者	同一順位内において協力金の交付を優先する地域または農地所有者
1位	地域集積協力金	<u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> 実施地域	中山間地域における、 <u>「機構の活用率(累積)」が高い地域</u>
2位		上記以外の地域	<u>「機構の活用率(累積)」が高い地域</u>
3位	集約化奨励金	<u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> 実施地域	中山間地域における、 <u>「団地面積の割合」が高い地域</u>
4位		上記以外の地域	<u>「団地面積の割合」が高い地域</u>

4 用語説明

※【担い手】

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指します。

※基本構想水準到達者

農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

※集落営農経営（以下のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営）

- ・農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体
- ・複数の農業者により構成される農作業受託組織であって組織の規約を定め対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

※【新たに担い手に集積される】 地域集積協力金関係

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付けされること。

※【中山間地域】

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、農林統計上用いられている地域区分の中間農業地域または山間農業地域に該当する地域。

※【団地】

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地。

- ・畦畔で接続する農地
- ・農道または水路等を挟んで接続する農地
- ・各々一隅で接続する農地
- ・段状に接続する農地
- ・借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地